

未実現の提案に係る評価・調査委員会の意見等に関する 今後の政府の対応方針

平成24年12月11日
構造改革特別区域推進本部

構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）において、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）は、「内閣官房と関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会に諮問することとする。」とされている。これを踏まえ、平成24年6月29日に本部長から諮問のあった未実現提案4件のうち別表1に掲げる提案について、評価・調査委員会は、提案者や関係府省庁より意見聴取し、調査審議を行い、平成24年11月5日に本部長に「未実現の提案に係る諮問事項に関する意見」を提出した。

また、これまでの構造改革特別区域（以下「特区」という。）の提案に対する政府の対応方針において「関係府省庁が今後検討を進める」とされた規制改革事項について、政府においてとりまとめを行った。

これらを踏まえ、構造改革特別区域推進本部は、今後の政府の対応方針について、以下のとおり決定する。

1. 未実現の提案に係る調査審議意見

別表1に掲げる評価・調査委員会の調査審議意見については、これを最大限尊重し対応する。

2. 規制改革事項に対する政府の対応方針

(1) 新たに特区において講じるべき規制の特例措置

新たに特区において講じるべき規制の特例措置は、別表2のとおりである。

(2) 全国において実施する規制改革事項

特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表3のとおりである。

(3) 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項

関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項は、別表4のとおりである。当該事項については、関係府省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣官房に所要の報告を行い、内閣官房は、提案の趣旨を損なわないよう適切にフォローアップしていくものとする。

別表1 調査審議意見

要望事項	調査審議意見	関係府省庁
<p>旅行業登録等に伴う要件の緩和</p>	<p>本提案においては、消費者保護の観点に留意しつつ、提案者の要望に応えるよう、営業保証金の供託額の軽減及び地域の状況を踏まえた旅行業務取扱管理者の他業種との兼任について、関係府省庁において検討の上、可能な限り早期に措置すること。</p>	<p>国土交通省</p>

別表2 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置〔A分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	関係府省庁
1225※	旅行業登録に伴う旅行業務取扱管理者の兼任の容認	旅行業法(昭和27年7月18日法律第239号)第11条の2	旅行業務取扱管理者が不足している地域への対応として、今般新たに設けられる地域限定第三種旅行者については、企画旅行契約の締結に当たり、取引の公正及び消費者保護等の観点で必要となる措置を講じた上で、最小限の要件により旅行業務取扱管理者に他業種との兼任を認める。	国土交通省

※1225は、評価・調査委員会の調査審議意見を踏まえた対応である。

別表3 全国において実施する規制改革事項〔B分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	関係府省庁
452	23GHz帯固定局(デジタル方式)の変調方式等に係る要件の緩和	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第58条の2の11	<p>平成21年度から平成22年度の2か年間で技術的検討を実施。当該検討結果を踏まえ、平成23年10月から情報通信審議会において、電波干渉などの悪影響を排除するための議論を開始し、平成24年6月に技術的条件に関する答申を受けた。この答申を踏まえた無線設備規則等の改正案について、平成24年9月の電波監理審議会における審議を経て、平成24年10月12日に公布・施行を行った。</p> <p>【平成24年4月9日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項」として措置区分されていたもの】</p>	平成24年10月 (措置済)	総務省
9-133	学校法人立の保育所における各積立預金の目的外使用等に伴う都道府県知事等への協議手続きの免除	「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日付児発第299号厚生省児童家庭局長通知)	<p>学校法人立の保育所における各積立預金の目的外使用等に伴う都道府県知事等への協議手続きを免除する取扱いを、全国で実施した。</p> <p>【平成23年3月30日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項」として措置区分されていたもの】</p>	平成24年4月 (措置済)	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	関係府省庁
12-100※	旅行業登録に伴う営業保証金の供託額の軽減	旅行業法(昭和27年7月18日法律第239号)第7条、第8条	極めて小規模な着地型旅行商品を取り扱う旅行取扱額が限定的な旅行者への対応として、今後新たに設けられる地域限定第三種旅行者については、現行の第三種旅行者の営業保証金から供託額の引下げを行う。	平成25年早期	国土交通省
12-101	高速道路の占用の緩和	道路法(昭和27年法律第180号)第32条、第33条 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条	太陽光発電設備を占用許可対象物件に加える道路法施行令の改正を行う。 【平成23年10月28日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成24年度中に措置	国土交通省

※12-100は、評価・調査委員会の調査審議意見を踏まえた対応である。

別表4 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項〔F分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	関係府省庁
950	保育所入所要件の見直し	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項、第39条</p> <p>児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第27条</p>	<p>平成25年4月に設置される子ども・子育て会議の中で保育所入所要件(具体的な認定の基準等)について結論を得ることにしており、子ども・子育て関連3法の本格施行において実施することとしている。</p> <p>【平成21年11月12日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項」として措置区分され、実施時期が「平成23年度中に実施できるよう結論」とされていたもの】</p>	<p>子ども・子育て関連3法の本格施行時</p> <p>※子ども・子育て関連3法の本格施行時期は、消費税10%引き上げ時期(平成27年10月)を踏まえた上で政令で定めることとされている。</p>	厚生労働省